

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 15 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

伊能一区・二区【更新】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 7 経営体（うち 認定農業者 2 経営体）

集落営農 1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

当地区は大須賀川流域に位置し、主として水稻を中心に、露地野菜などとの複合的な経営が行われている地域である。集落内では農業者の高齢化、後継者不足が進む一方、伊能地区水稻営農組合の組合員や地区外の認定新規就農者が地区内の農地を借り受けるなどし、農地の流動化及び地域の活性化が図られつつある。

今後も地域の中心となる経営体（担い手）への利用集積を積極的に進め、農産物の高付加価値化と販路の拡大を図っていくほか、新規就農者などの多様な担い手の確保・育成に努め、地域農業の維持・発展を目指していく。